

○座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助金交付要綱

令和5年8月25日告示第133号

改正

令和6年3月25日告示第49号

令和8年3月24日告示第36号

座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子育て世帯等が居住する住宅の小規模改修工事を市内施工業者により実施した場合においてその経費の一部を補助することにより、子育て環境の充実及び子どもたちを支える地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において、座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、座間市補助金等の交付に関する規則（平成6年座間市規則第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 申請日の属する年度において、18歳以下である者（以下「子」という。）が属する世帯をいう。
- (2) 子育て世帯等 子育て世帯及び妊婦を含む世帯をいう。
- (3) 住宅 子育て世帯等に属する者（当該世帯に係る子を除く。）又はその親が所有する家で、子育て世帯等が現に居住の用に供し、かつ、市内に存するものをいう。ただし、マンション等の共同住宅の場合は専有部分のみとし、併用住宅は住宅部分のみをいう。
- (4) 施工業者 市内に本社又は本店所在地を有する法人又は個人事業者をいう。
- (5) リフォーム 住宅の機能の維持及び向上のために行う補修及び設備改善等別表に掲げる工事（他の助成制度等を受けた工事の部分を除く。）で、工事金額（併用住宅については、住宅と住宅以外の部分の工事内訳を分け、共用部分は比率で工事金額を按分した場合における住宅部分の工事金額とする。）が30万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のものをいう。

(補助対象事業及び補助交付対象者)

第3条 補助の対象となる事業は、施工業者が住宅のリフォームを行う事業とする。

2 前項の場合において、当該年度に申請できる事業数は、1の施工業者ごとに5件を超えてはならない。

3 補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅（申請日において、子又は妊婦が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）によ

る市の住民基本台帳に記録されている子育て世帯等の居住するものに限る。)の所有者

(2) 自ら及び補助の対象となる事業に係る子育て世帯等に市税の滞納がない者

(3) 自ら及び補助の対象となる事業に係る子育て世帯等が、過去にこの要綱、座間市住宅リフォーム補助金交付要綱(令和8年座間市告示第 号又はこれらに類似する制度)に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助対象者等の責務)

第3条の2 補助対象者及び住宅のリフォームを行う施工業者は、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法令で必要な許認可の手続を行うものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅1棟(共同住宅にあつては1戸)につきリフォームに要する工事金額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)に2分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の要望)

第5条 規則第5条第1項ただし書の規定により、補助金交付要望書の提出を省略するものとする。

(補助対象者の候補者の決定)

第6条 市長は、補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)を募集し、抽選により補助対象の候補者を決定するものとする。

2 前項の規定による募集の期間は、別に定める。

3 市長は、前項の規定による募集期間終了後、速やかに補助対象の候補者を決定し、その旨を当該候補者に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による募集期間終了後、補助額が予算に達しなかった場合は、再度募集期間を定めることができる。

(交付申請)

第7条 申請者は、リフォーム着手前に座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、住宅の所有者であることが確認できる書類を提示しなければならない。

(1) 住宅のリフォームに係る見積書の写し

(2) 施工前の住宅の写真及びリフォーム部分の写真

(3) 他の助成制度等を受けようとする場合は、その制度等の申請書又は決定通知書の写し

(4) 妊婦を含む世帯にあつては、母子健康手帳の写し

(5) 申請者が市外在住である場合は、申請者の市町村民税の完納証明書等その他市税の滞納がないことを証明する書類

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及び条件を座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

(計画変更又は中止)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定を受けた後において、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助金交付変更（中止）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助金交付変更（中止）決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第18条第3項の規定により、補助事業等実績報告書等の提出を省略するものとする。

(交付請求及び補助金の交付)

第11条 交付決定者は、座間市子育て世帯等住宅リフォーム補助金交付請求書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 領収書の写しその他これに類する書類
- (2) 住宅リフォームを行った部分の施行後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付は、申請者が指定する金融機関の預金口座への口座振替の方法によるものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第12条 補助金の交付決定又は交付を受けた者が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたときは、市長は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(実施細目)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年3月25日告示第49号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月24日告示第36号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

NO	工事
1	浴室、キッチン、洗面室及びトイレのリフォーム
2	給排水衛生設備工事（ただし、リフォーム対象工事による撤去、移設、取替又は新設に関するものは対象とする。）
3	換気設備工事
4	電気設備工事
5	ガス設備工事
6	オール電化住宅工事
7	屋根の葺き替え、塗装及び防水工事
8	外壁の張替や塗装工事（ただし、軒天井、破風板及び鼻隠しについては対象とする。）
9	部屋の間仕切りの変更工事
10	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事
11	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工（ただし、床はフローリング、カーペット等、床暖房工事や内装工事と併せて行うカーテン・ブラインドの設置は対象とする。）
12	ふすま紙、障子紙の張替や畳の取替（表替え及び裏返しも含む。）
13	雨どい等取替や修理
14	建具、開口部の取替や新設工事（ただし、手動及び電動シャッターは対象とする。）
15	造り付け収納家具（造作大工工事が伴うもの）
16	LED照明に関する節電工事
17	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消等）

18	スマートハウス関連設備工事
19	防音工事（天井、壁、サッシの改修等）
20	門扉、塀（フェンス等）又はブロック塀の改修
	門扉、塀（フェンス等）又はブロック塀の改修（ただし、市が実施する他の助成制度を利用していない部分を対象とする。）